

第2期 堺市国際化方針（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
1	本編 P.4 のグラフ③、グラフ④について、円グラフ（3D）よりも円グラフ（平面）の方が見やすいのではないかと。	本編 P.4 のグラフ③、グラフ④について、円グラフ（平面）へ変更します。
2	「目指すべき都市像」とありますが、副首都構想や都構想について、堺市の国際化方針としてどのように取り組んでいくのか、明記するべきではないかと。今回の国際化方針に示していないということは、副首都構想や都構想に堺市は参加しないということか。	本市と大阪府・大阪市は共同で副首都推進本部を設置しており、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都大阪の実現に向けた取組を進めております。一方、本方針は、本市の国際化を更に推進するための基本的な方向性を示すものであり、副首都大阪の実現に向けた取組は、本方針の内容に直接影響するものではないと考えます。 なお、これまで2度住民投票が実施されたいわゆる大阪都構想は、大都市特別区設置法に基づき、大阪市を廃止、分割して特別区を設置し、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にし、広域機能を大阪府に一元化する新たな大都市制度と認識しており、本市はこれまでもこの議論には入っておりません。
3	「多文化共生」というプロパガンダに反対。移民の数は制限すべき。本方針には外国人優遇が誤解・誤情報と記載されているが、誤情報でないものも多々あると思われる。	言語や文化の違い、制度の理解不足等により、外国人が地域に溶け込めていない現状があり、社会的な関心が高まっています。 本市においても、日本人と外国人との双方が異文化を理解する重要性が増していることから、多言語対応等による情報格差の解消、日本語習得機会の提供、交流・啓発事業等を進めます。

4	<p>外国人が堺市に来る背景には、収入や生活環境の面であり、すでにその時点で双方にとって win-win の関係が成立しているにもかかわらず、更に税金を使って日本語教室などの支援を行うことに、正当性と必要性を感じられない。</p> <p>また、「日本人も外国人も互いの価値観を理解し合うべき」という文言についても、むしろ、日本に住む以上は、日本の価値観やルールを尊重し、堺市に転入される際にしっかりとインプットしていただく仕組みこそ必要だと考える。</p> <p>外国人労働者の受入れは労働力不足を補う一時的な対処であり、堺市が本当に優先すべきは、出生数の増加や失業率の改善など、地域の根本的な課題への取組である。</p>	<p>今回ご意見をいただきました多文化共生の推進の取組の一つである日本語教室への支援等は、外国人が日本の文化や習慣を知り、外国人と日本人が円滑なコミュニケーションを図ることを目的として実施しています。</p> <p>また、転入時には外国人が本市で生活する上で必要な情報をまとめたガイドブックを提供しています。</p> <p>これらの取組により日本人と外国人双方が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の構築につなげたいと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、関係部局と共有し、今後取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>
5	<p>多文化共生や国際交流の強化、堺市での人材不足となっている伝統産業等の就労人材の確保、多言語教育の充実化、アセアン諸国からの技能講習の受入れ等に取り組んでもらいたい。</p>	<p>本方針に基づき、これまでの海外姉妹・友好都市やアセアン諸国との交流に加え、大阪・関西万博等で構築した関係性や培った経験を活かし、万博レガシーとして幅広い分野での交流に取り組みます。</p> <p>また、外国人の日本語を習得する機会の確保や多言語対応、相談体制等の整備に取り組めます。</p> <p>いただいたご意見は、関係部局と共有し、今後取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>
6	<p>堺市の歴史的経緯を踏まえ、本市がもつ魅力ある資源（刃物、茶の湯、南蛮文化、与謝野晶子、自治都市、国際貿易港（大浜地域）、自転車、精密機械等の産業）をもっと外国人と市民双方が認知することが重要だと思う。</p>	<p>本方針に基づき、多様な文化や価値観に触れ、自らの文化を知り・発信する機会を創出することで、次代を担う子どもをはじめ市民の堺への郷土愛と豊かな国際感覚の醸成を図ります。</p> <p>ご意見を受けて、「1. 姉妹・友好都市やアセアン諸国をはじめとする各国との国際交流の強化について」の記載を一部修正及び追記いたします。（本編 P.25）</p>

7	<p>大阪市にカジノが誘致されるが、治安悪化やギャンブル依存症対策などの悪影響しか思い浮かばない。堺市の国際化へは、何らかの影響があるかどうかは想定されていないのか。ぜひ堺市の国際化方針に、カジノ誘致で想定される国際化の影響も記載してほしい。</p>	<p>カジノを含む大阪 IR は、国際会議場や展示場、宿泊施設、エンターテインメント施設等から構成される一群の施設です。</p> <p>大阪 IR 開業により、いただいたご意見のような懸念事項も想定されますが、国内外から多くの方が訪れるだけでなく、来場者を府内や府外に送り出す送客施設の役割も持つと示されており、インバウンドをはじめとした多くの誘客が見込めると考えております。</p> <p>いただいたご意見は、関係部局と共有し、参考とさせていただきます。</p>
8	<p>国際的にも不透明で不確実性が増す一方であることの危機感がよく表されている。今後とも情勢を睨みながら国際化の施策を進められたい。以前にも増して他国の文化や歴史への理解が必要になってきているかと思うので、多文化共生のセミナーや講演につき、特に東アジア・東南アジア各国の歴史や歴史認識等についての講座を開催していただくと有難く思う。</p>	<p>アセアン諸国との交流については、本市が事務局を務める「堺・アセアン交流促進委員会」をはじめ、文化講座など、様々な交流を行っています。</p> <p>今後も国際情勢を注視しながら、海外姉妹・友好都市やアセアン諸国をはじめ、海外諸国との交流事業を進め、多様な文化や価値観への理解を深めることができる機会を提供します。</p>
9	<p>本方針の運用により生じる負担について、住民や自治体に恒常的・不可避に転嫁される構造となっていないか点検すべき。生活摩擦、通訳や相談業務の増大、未納金の回収不能、紛争調整コスト、事故時の賠償未回収など発生し得る負担は事前に整理が必要。特に帰国・転居等による未納金の回収不能については被害者や自治体負担に直結することから、損失を含めて検討すべき。これらの負担が結果として、住民や自治体に実質的に回避できない役務が累積する場合、憲法 18 条の「本人の意思に反する役務」に該当するかも検討が不可欠である。回収不能率や行政コストの扱い、住民への役務転嫁の最小化、法令適合性の検討内容を文書で明確にすべきである。</p>	<p>本市では、国の外国人受入環境整備交付金を活用した在留外国人の相談窓口設置等を行っています。</p> <p>また、令和 8 年 1 月に、国において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。日本に在留する外国人等の増加に伴い、このような社会情勢の変化を前提としていなかった諸制度の在り方について国民の関心が高まっています。また、一部外国人によるものであるものの、日本の法やルールを逸脱する行為や制度の不公正利用について、国民が不安や不公平を感じる状況も生じています。国ではこうした状況に的確に対処する必要があると示しています。</p> <p>引き続き、国の動向を注視しながら時代の変化に柔軟に対応し、多文化共生施策に取り組みます。</p> <p>いただいたご意見は、関係部局と共有し、取組を進める上での参考とさせていただきます。</p>